

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【公開番号】特開2000-83970(P2000-83970A)

【公開日】平成12年3月28日(2000.3.28)

【出願番号】特願平10-259769

【国際特許分類第7版】

A 6 1 C 8/00

【F I】

A 6 1 C 8/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月5日(2005.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このような2回法による歯科インプラントによる治療方法において、第1回目の治療は、欠如歯部のインプラントフィクスチャーを埋入すべき部分の歯肉を切り開いて歯肉弁とし、露出した顎骨の歯槽骨内にインプラントフィクスチャー用の埋入孔を形成し、この埋入孔内にインプラントフィクスチャーを埋入し、この埋入されたインプラントフィクスチャーの口腔内側に開口しているネジ穴にインプラントフィクスチャー側端部がインプラントフィクスチャーの略円柱状部端部と同外形寸法か又は大きな寸法を有しインプラントフィクスチャーから離れるに従ってその外径が大きくなる截頭円錐形を成す部分とこの截頭円錐形を成す部分に連続してその外径は小さくなる截頭円錐形に近似した形状を成す部分とを有しており、且つインプラントフィクスチャー側の面にはインプラントフィクスチャーの口腔内側に位置する端部に突設されている角筒状部が収納できる凹部とその中央にオネジが設けられている歯科インプラント用カバースクリューのオネジを螺合させてインプラントフィクスチャーの口腔内側に開口しているネジ穴を封塞すると共に治癒過程で骨がインプラントフィクスチャーより口腔内側にまで成長しないようにした後に、歯肉弁を元の状態に戻して露出していた顎骨の歯槽骨を歯肉弁で覆った後、歯肉弁を切り開いた位置で縫合する治療である。